

(平成22年5月19日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認富山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

5 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 4 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年6月から49年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年6月から49年4月まで

申立期間当時、亡父から、私が就職するまでは国民年金保険料を納付すると聞いていたのに、申立期間の納付記録が無い。

二人の姉には、亡父が国民年金保険料を納付していた記録があるのに、私の記録だけが無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A県B市（現在は、C市）に住んでいた当時、その父が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の父が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料は無く、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与していない上、申立人の父は死亡しているため当時の状況は不明であり、ほかに納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の姉（2人）から聴取したところ、申立人の納付記録が無いとは考えられないとする回答は得られたものの、国民年金の加入手続及び保険料の納付については亡父が行っていたため不明としており、申立期間当時の状況について確認することができない。

さらに、昭和46年以降の国民年金手帳記号番号払出簿を調査したが、申立期間当時、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はうかがえず、C市にも申立人に係る国民年金被保険者名簿等の資料が無いことから、申立期間当時、申立人が国民年金に加入していたことを確認することができない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年4月1日から27年11月14日まで
オンライン記録では、申立期間について脱退手当金を支給済みとなっているが、もらった覚えはないので、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、脱退手当金が支給決定されたことが記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後の昭和28年4月3日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人と同時期に資格喪失した同僚（2人）は、「当時、脱退手当金の制度を承知しており、退職時には会社から脱退手当金を受け取った。」と証言している上、当時は、通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされたものと考えられる。

さらに、申立人から聴取しても、脱退手当金を受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 7 月から同年 12 月ごろまで
② 昭和 35 年 12 月から 36 年 4 月ごろまで

申立期間①については、A社に勤務し、B県C市又はD市の現場で道路工事の雑役の仕事をしていました。また、申立期間②については、E事業所（現在は、F事業所）G事務所H出張所で雑役の仕事をしていました。

オンライン記録では、申立期間①及び②の厚生年金保険被保険者記録は無いが、勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が申立期間後に勤務したI社J工場の従業員名簿にA社に勤務していた旨の記載があり、申立人が同社に勤務していたことはうかがえるものの、オンライン記録では、B県内に厚生年金保険の適用事業所となっている同社の事業所は確認できない。

また、A社では、申立人については人事記録等の資料が無いため申立人の勤務実態等は不明としており、申立人も同僚や事務担当者の名前を覚えておらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料や証言等を得ることができない。

さらに、A社本社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿をみても、申立期間において申立人の名前は無く、整理番号に欠番も無い。

申立期間②については、上記のI社J工場が保有している従業員名簿により、申立人がE事業所G事務所H出張所に勤務していたことはうかがえるものの、オンライン記録では、同事業所G事務所H出張所が厚生年金保険の適用事業所であったことを確認できない。

また、F事業所では、申立人については人事記録等の資料が無いため申立人の勤務実態等は不明としており、申立人も同僚や事務担当者の名前を覚え

ておらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料や証言等を得ることができない。

さらに、E事業所G事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿をみても、申立期間において申立人の名前は無く、整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年4月1日から同年8月8日まで
昭和20年3月から同年8月まで、A社が所有するB船舶に乗船していたのに、船員保険の被保険者資格が同年4月1日で喪失している。

B船舶は昭和20年8月7日に空襲で沈没したが、沈没するまで乗船していたので、申立期間についても船員保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

船舶所有者AのB船舶に係る船員保険被保険者名簿によると、申立人を含むB船舶の乗組員5人は、いずれも昭和20年4月1日に船員保険被保険者資格を喪失しており、同日以降に被保険者となっている者は確認できないことから、B船舶の乗組員は、すべて同年4月1日以前に被保険者資格を喪失したものと考えられる。

また、申立人と同時期にB船舶に乗船したとする同僚(1人)は、申立人と同様に、昭和20年4月1日に被保険者資格を喪失しているほか、同年4月以降に乗船したとする同僚(2人)は、船舶所有者Aにおける船員保険被保険者記録が確認できない。

さらに、A社は、昭和40年8月1日に船員保険の適用事業所でなくなっている上、申立人が名前を覚えている同僚(3人)も死亡しており、他の同僚とも連絡が取れないことから、申立人の申立期間の勤務実態について確認できる関連資料や証言を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 2 月 11 日から 42 年 1 月 3 日まで
② 昭和 42 年 2 月 1 日から同年 5 月 5 日まで

昭和 37 年 4 月に A 社へ入社して 42 年 9 月末に退職するまで継続して勤務し、ビル及び工場の空調ダクトの設置工事をしていたにもかかわらず、オンライン記録では申立期間が厚生年金保険の被保険者になっていない。

当該期間は A 社に勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は継続して A 社に勤務したと主張しているが、同社から提出された失業保険被保険者資格喪失確認通知書により、申立人は、昭和 41 年 2 月 10 日及び 42 年 1 月 31 日に雇用保険の被保険者資格を喪失（離職）していることが確認できる上、当該離職日の翌日は、オンライン記録の資格喪失日と一致している。

また、申立人と一緒に A 社を退職したとする元同僚（1 人）も、申立人と同様の記録となっており、申立期間における厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

さらに、複数の同僚に聴取しても、申立人の申立期間の勤務実態をうかがわせる証言は得られなかった。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。